



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 大阪労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

北大阪労働基準監督署発表
令和8年7月6日

【照会先】

北大阪労働基準監督署
電話
072-391-5825

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

〔構造規格を具備しない簡易リフトを使用して、労働者に作業をさせた疑い〕

令和8年7月6日、北大阪労働基準監督署（署長 ^{みやもとまさゆき} 宮本正之）は、株式会社原田食品及び同社の取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

- (1) 株式会社原田食品 ^{はらだしよくひん}（以下「被疑会社」という。）
所在地 大阪府交野市倉治
事業内容 食料品製造業
- (2) 同社取締役A（以下「被疑者A」という。）

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに
労働安全衛生法違反
同法第20条第1号
同法施行令第13条第3項第19号
労働安全衛生規則第27条
簡易リフト構造規格第1条第1号
同構造規格第1条第2号
同構造規格第4条第1号
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは、労働安全衛生法令で定める構造規格を具備しない簡易リフトを使用し、労働者に作業をさせていた疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 被疑会社に対しては、過去にも、構造規格を具備しない簡易リフトの使用に関して、行政指導を行っていたものです。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文**【労働安全衛生法】****第二十条(事業者の講ずべき措置等)**

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

第四十二条(譲渡等の制限等)

特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第一百十九条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで(略)の規定に違反した者

第二百二十二条(両罰)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百七条、第一百九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生法施行令】**第十三条(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)**

第3項 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

- 十九 積載荷重が〇・二五トン以上の簡易リフト

【労働安全衛生規則】

第二十七条 事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第十三条第三項各号に掲げる機械等については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

【簡易リフト構造規格】

第一条 昇降路は、次の各号に定めるところによるものでなければならない。ただし、第二号の規定は、搬器としてバケットを使用する場合には、適用しない。

- 一 荷の積卸口の部分を除き、壁又は囲いが設けられていること。
- 二 荷の積卸口に戸が設けられていること。

第四条 搬器として荷台を用いる簡易リフトの荷台は、次の各号に定めるところによるものでなければならない。

- 一 荷の積卸しをする部分を除き、周囲に囲いが設けられていること。